

中之条町介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業者の指定等に関する取扱

(趣旨)

第1条 この取扱は、中之条町介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱に定める、介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業者の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45の5第1項の規定による申請は、介護予防・日常生活支援総合事業指定第1号事業者指定申請書（様式第1号）により行うものとする。

(指定事業者の指定)

第3条 町長は、前項の申請があった場合においては、当該申請をした者について指定事業者の指定の適否を審査するものとする。

2 町長は、前項の規定により審査した結果、指定事業者の指定を行うときは、当該申請をした者に事業者指定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(指定の拒否)

第4条 前条に規定する指定事業者の指定については当該事業者を指定することにより、中之条町介護保険事業計画に定める地域支援事業に係る計画量を超過する場合その他の市における地域支援事業の円滑かつ適切な実施に際し支障が生じると認められる場合においては、これを行わないことができる。

(変更の届出等)

第5条 指定の申請事項の変更に係るものにあつては変更届出書（様式第3号）により、事業の廃止、休止又は再開に係るものにあつては廃止・休止・再開届出書（様式第4号）により行うものとする。

2 指定の申請事項の変更があったとき、又は休止した事業を再開したときは、10日以内にその旨を町長に届け出なければならない。

(事業者情報の公表及び提供)

第6条 町長は、第2条から前条までの各規定による指定または届出の受理（以下この条において「指定等」という。）をしたときは、当該指定等に係る事業者に関する情報のうち、次に掲げる事項を公表するとともに、群馬県、国民健康保険団体連合会その他の機関にこれを提供することができる。

- (1) 介護保険事業所番号
- (2) 事業所の名称及び所在地
- (3) 第2条の申請をした者、当該者の主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所
- (4) 指定、指定の辞退又は指定の取り消しの年月日
- (5) 事業開始年月日
- (6) 運営規定
- (7) その他町長が適当と認める事項

(委任)

第 7 条 この取扱に規定するもののほか、介護予防・日常生活支援総合事業における指定第 1 号事業者の指定等に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この要綱は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

(準備行為)

第 2 条 町長は、この取扱の施行期日前においても、介護予防・日常生活支援総合事業における指定第 1 号事業者の指定等に関し必要な手続きを行うことができる。